

令和 7 年度飼料作物の放射性物質検査について（概要版）

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日
農政部畜産振興課

1 流通・利用の自粛対象作物

- (1) 永年生牧草（公共牧場の放牧利用を含む）
那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市
- (2) 単年生牧草
那須町、那須塩原市
- (3) 長大飼料作物（予乾調製体系で収穫するスーダン、ソルゴーのみ）
那須町、那須塩原市（旧西那須野町）
- (4) 稲WCS（予乾調製体系のみ）
那須町
- (5) 野草・畦畔草等
那須町、那須塩原市、大田原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市
- (6) 稲わら
那須町、那須塩原市

【飼料作物の流通・利用の可否を判断する放射性物質検査等一覧】

地域	永年生牧草		単年生牧草	長大飼料作物	麦稈	稲WCS	野草・畦畔草等 (林地の草を除く)		稲わら
	未除染牧草地	除染済牧草地					管理無し	管理あり	
那須	給与前検査	給与前検査	給与前検査	ダイレクトカット:流通利用可 予乾調整体系:給与前検査	流通・ 利用可	ダイレクトカット:流通利用可 予乾調整体系:給与前検査	利用 自粛	給与前 検査	給与前 検査
那須塩原						ダイレクトカット:流通利用可 予乾調整体系:給与前検査			
矢板			流通・利用可	流通・利用可	流通・ 利用可	流通・ 利用可			給与前 検査
塩谷									
日光									
鹿沼	流通・ 利用	流通・利用可					流通・ 利用可		
大田原									
県東									
県南									

（凡例）表中の  は流通・利用自粛とする。 は流通・利用自粛とするが、検査結果により自粛解除を判断する。

※ 那須塩原市の長大飼料作物は、旧西那須野町の予乾調製体系が給与前検査の対象

2 流通利用の自粛解除の方法

検査結果により流通・利用自粛解除の可否を判断する。（数値は水分 80%補正值）

- ・ 流通・利用の自粛解除は搾乳牛※、乾乳牛は 50Bq/kg、それ以外の牛は 100Bq/kg を基準に判断する。 ※分娩 2 か月前以降の初妊牛を含む
- ・ 給与前検査の結果に応じて給与診断表を県で作成し、J A ・酪農協等に提供する。